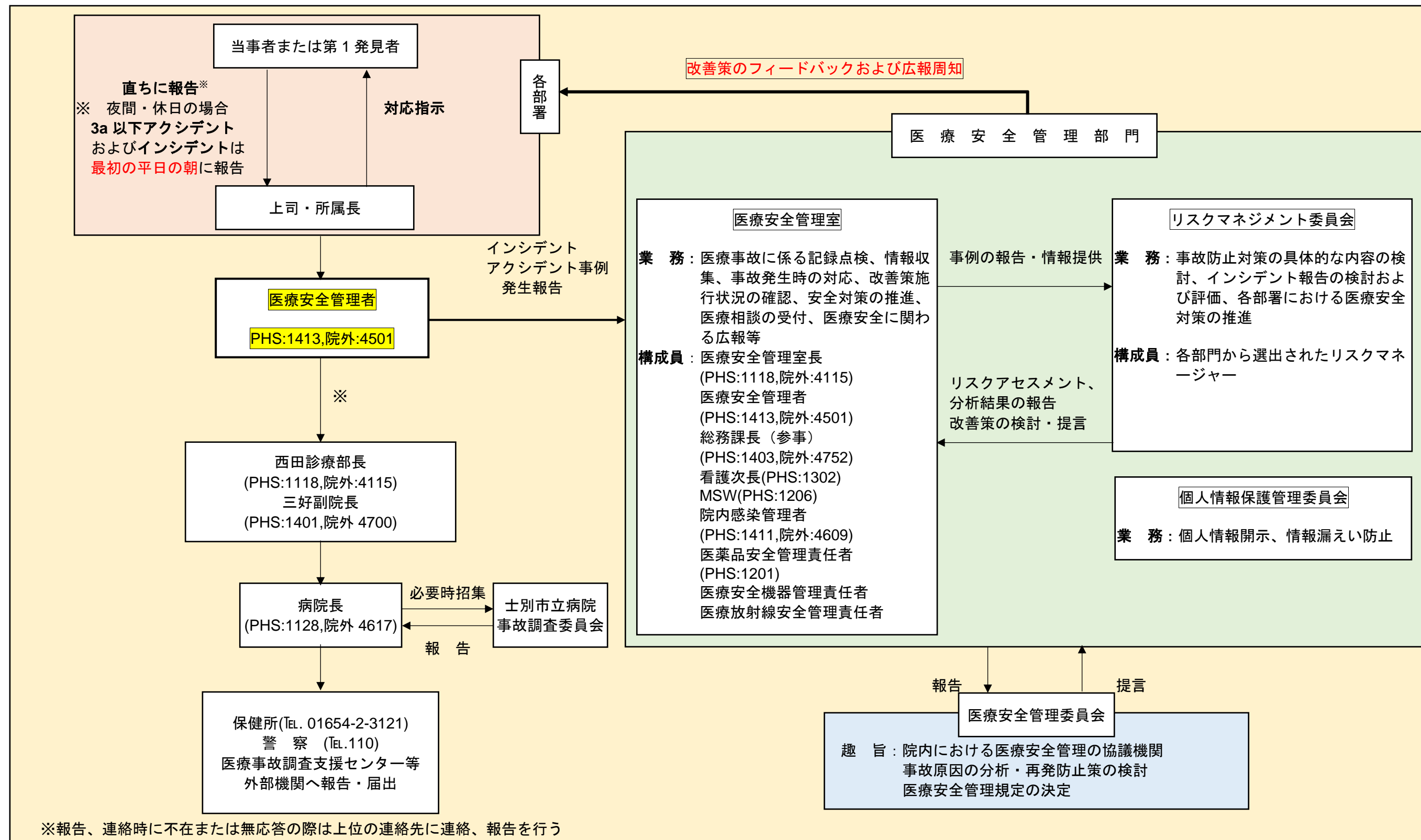


2 医療安全管理体制に関する事故報告フローチャート

2-1 事故発生時の報告フローチャート

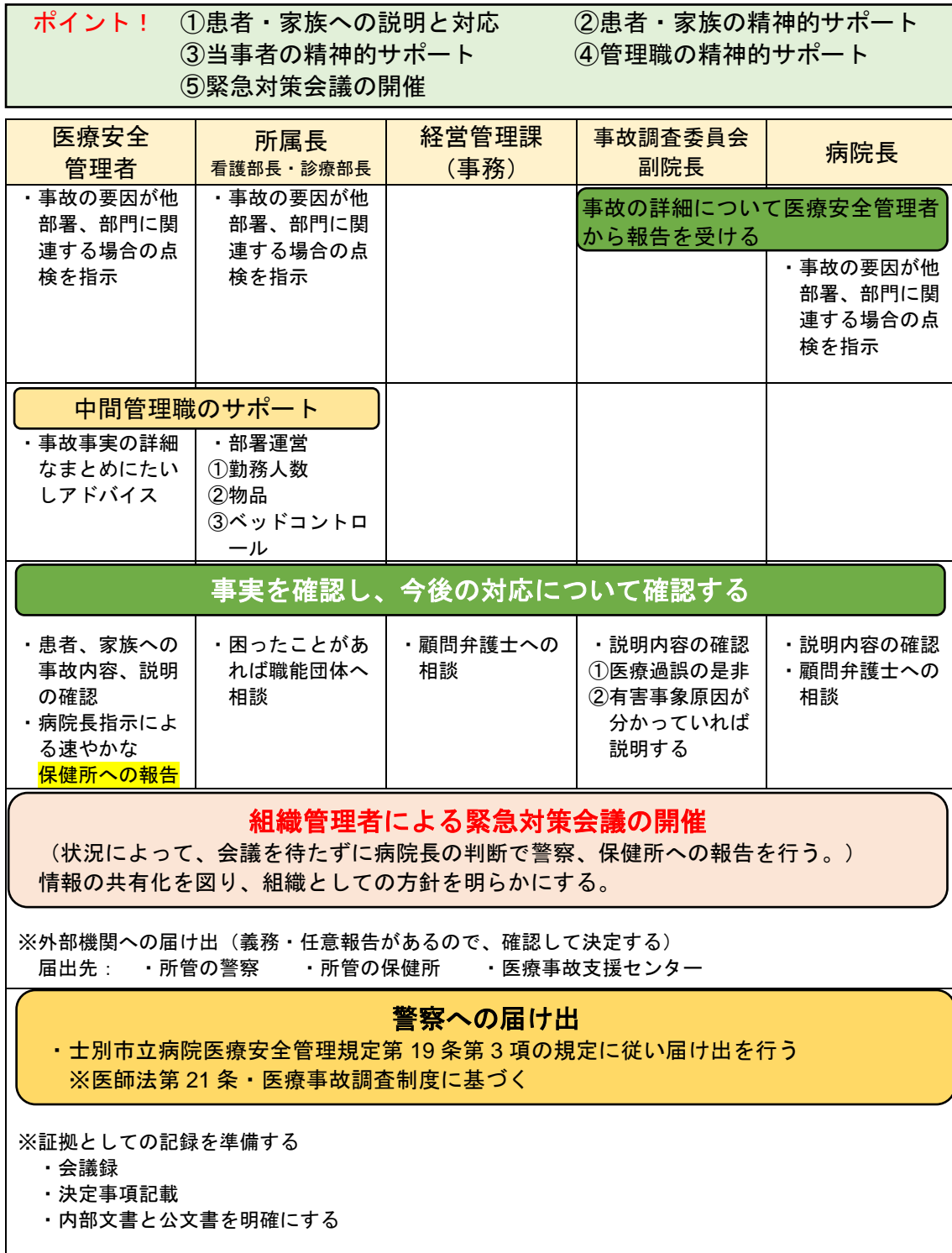


2-2 事故発生直後の現場対応

1. 医療事故発生直後のフローチャート（発生現場）



2. 医療事故発生直後のフローチャート（管理者）



平成 27 年 10 月 作成
 平成 28 年 12 月 改訂

2-3 現場の保全

遺体の保全：医療事故発生直後の治療・処置をおこなった状況のまま保全

- 指示があるまで好意や死後の処置は行わない。
- 気管チューブ・静脈留置針・尿道留置カテーテルは体に挿入されたままの状態にする。
- 遺体の保全に関する遺族への説明や同意の方法について、院内でマニュアルやルールを定めておく。

医療機器等：医療事発生時の状態で保存

- 人工呼吸器：呼吸器設定条件・呼吸器回路・加湿器の水等、医療事故発生時の状態で保存する。
- 輸液ポンプ・シリンジポンプ：投与している薬剤やルート等、医療事故発生時の状態で保存する。設定条件については電源を切る前にメモを取るか、画像を残す。
- 医療機器・医療材料：
 - a. 手術で使用された全ての医療機器を保存する。（例：血管、腸管の自動縫合器、電気メス、ペアン〈鋼製小物〉等）
 - b. 手術で使用した医療材料を保存する。（例：使用したカテーテル、ガーゼ、縫合糸等）

生体情報モニター

アラームの履歴を確認し、印刷して記録に残す（記録に残せない記録する箇所の判断がつかない場合は、電源を切らず、入床状態のままにする。）

部屋の保存

医療事故発生時の状況をそのままに保存できる場合は、看護管理者や医療安全管理者等から指示があるまで保存する。

血液・尿等

検体採取の目的を遺族に説明する。

薬剤

- 薬剤のアンプル・バイアル・ボトル、薬液が残っている注射器を医療事故発生時の状態で保存する。
- 薬剤が残っていると推察される点滴ルートを医療事故発生時の状態で保存する。

大量出血

出血を認めた場合は、衣類・シーツ・床に流れたものも含めてガーゼ等で吸収し、出欠量の測定及び保管をする。

ごみ類の保存

医療事故発生直前から、発生後患者の治療や処置のために使用した医療材料や医療材料の包装袋等のすべてのごみ類は捨てずに保存する。保存にあたっては、いつ、どこにあったものかがわかるようにしておく。

映像による記録

医療事故発生時の状態を動画や写真として保存することもできる。撮影は、全体と問題部分に焦点を当てたものが必要である。手術や内視鏡処置等の撮影したDVD等も保存する。撮影や保存に関する遺族への説明や同意の方法については、院内でマニュアルやルールを決めておく。

